

1 打揚煙火

aスターメイン方式を含む打揚煙火(信号用除く)

2.5 号まで	65 m
3 号	80 m
3.5 号	100 m
4 号	110 m
5 号	180 m
6 号	190 m
7 号	200 m
8 号	220 m
10 号	250 m
15 号	300 m
20 号	400 m
30 号	600 m

b信号用打揚煙火

2.5 号まで	40 m
3 号	65 m
3.5 号	70 m
4 号	75 m

2 仕掛煙火等

種 類	観衆・建物等までの距離
水中花火 (水面上で爆発させるもの)	2.5号まで50m
	3号 60m
	4号 80m
上記以外の仕掛煙火	20m

注1 星等を上方に打ち揚げる仕掛煙火については、保安距離を30m以上とし、かつ、風の影響を考慮し星や火の粉が到達しない距離とする。

注2 煙火玉を使用しない仕掛煙火であり、個々の煙火の性能(火花、炎の燃焼範囲、安全性)が申請書類で確認できる場合に限り、10m以上とすることが出来る。

仕掛煙火等保安距離の詳細基準

	煙火の内容等	保安距離
小型 煙火	1 火の粉、火花の噴出、回転及び音、光(爆竹、フラッシュ等)の現象を表すもの	噴出する火の粉等の高さが2倍又は最大飛散範囲の2倍の距離を保安距離とする。ただし、最低10m以上
	2 星粒(乱玉、トラ等)、内筒(星、蜂、笛等を包んだ円筒形の筒)を打揚げるもの	最大飛散範囲の距離を保安距離とする。ただし、最低30m。また、トラの尾については、最低50m以上とする。(通常の打揚筒を使用する単発のトラは打揚煙火の保安距離とする。)
	3 玉を打ち揚げるもの	打揚煙火の保安距離を準用する。
枠・網仕掛	1 枠物 (木、竹等で組んだ枠に取り付けた焰管を一斉に燃焼させ、文字や絵型を演出するもの)	(正面方向) 各煙火の真下から各煙火の高さの1.5倍の距離を保安距離とする。ただし最低10m以上
	2 網仕掛 (水平や山形に張ったロープ等に取り付けた焰管を一斉に燃焼させ、滝や山の形等をえんしゅつするもの)	(側面方向) 末端の煙火の真下からその煙火の高さの1.5倍の距離を保安距離とする。ただし最低10m以上